

平成 26 年度

# 上 筒 井 区 通 常 総 会

日時 平成 26 年 4 月 13 日 (日)

時間 受付 13 時 00 分

開会 13 時 30 分

場所 上筒井公民館 2 階ホール

## 総 会 次 第

1. 開 会 の こ と ば
2. 区 長 挨 拶
3. 議 長 選 出 ・ 書 記 指 名
4. 議 事

### 第 1 号 議 案

- (1) 平成 25 年度 事業報告
- (2) 平成 25 年度 一般会計及び特別会計収支・決算報告
- (3) 平成 25 年度 監査報告
- (4) 質疑応答

### 第 2 号 議 案

- (1) 平成 26 年度役員選考委員会経過報告
- (2) 平成 26 年度新役員の承認並びに新役員紹介

### 第 3 号 議 案

- (1) 平成 26 年度 事業計画 (案)
- (2) 平成 26 年度 一般会計予算 (案)
- (3) 質疑応答

### 第 4 号 議 案

- (1) 規約の改正

5. 議 長 ・ 書 記 退 席
6. 閉 会 の こ と ば

# 平成25年度 上筒井区 事業報告

## 1. 市・区関係

月	日	事業内容	月	日	事業内容
4	3	監査	10	27	区民グラウンドゴルフ大会
	10	中学校入学式		30	市戦没者追悼式
	11	小学校入学式	11	2	まどかフェスティバル
	14	区総会		8	赤い羽根企業募金推進会議
	19	狂犬病予防注射(年2回・5/23)	12	2	ふれあい給食
	22	市食生活改善推進会総会		8	区もちつき大会
	25	区長会(毎月25日開催・年12回)北区長会数回	22		人権同和講習会
5	1	日赤及び社資募集	28		区・公民館仕事納め
	11	各種団体連絡会	1	7	区・公民館仕事始め
	11	男女共同参画条例制定記念事業講演会		9	名刺交換会
	19	中学校運動会		11	どんど焼き
	19	春のクリーンシティー大野城		12	消防出初式
	23	春日原警部交番連絡協議会(年3回)		13	成人式
	26	小学校運動会		25	人権同和教育研究大会
6	6	大野東中1年地域貢献活動学習(御笠川・新川掃除)	2	15	男の料理教室(食改善)
	15	筑紫地区公民館研修会	3	7	食生活改善中央学級閉校式
7	10	安全安心まちづくり推進大会		9	北地区総合避難訓練
	10	社会を明るくする運動		10	男女共生フォーラム
	13	各種団体連絡会		13	中学校卒業式
	20	夏休み自主勉強会(10:00~16:00)		14	小学校卒業式
	24	コミュニティ別人権同和問題研修会			
8	3	夏まつり大会			
9	8	まどかリンピック開会式			
	16	敬老会(77才以上)			
	10	大野北小校区懇談会			
	26	大野交番連絡会(年2回)			
	29	おおの山城大文字まつり			

## 2. 組 長 会

月	日	議 題	月	日	議 題
4	20	(1) 組長会の会長・副会長承認 会 長 久間 忠司氏 副会長 竹田 明敏氏 副会長 吉田 栄氏	7	6	(5) 大野城市身障者会
		(2) 組長の任務及び防犯巡回割当について	9	7	(6) 大野城市身障者福祉会会員募集について
		(3) 日赤社員及び社資募集について	10	5	(1) 「敬老の日」記念行事について
		(4) クリーンシティー大野城について		27	(1) 赤い羽根共同募金について
		(5) 公民館の休館日について		27	(2) 区民グラウンドゴルフ大会について
		(6) ゴミ収集休みについて	11	2	(3) まどかれくスポ祭について
6	1	(1) 出前講座「ごみの現状とリサイクル」について (市産業廃棄物対策課)			(4) ゴミ収集休みについて
		(2) 市社会福祉協議会会員募集について			(5) 秋のクリーンシティー大野城について
		(3) 区民生委員・児童委員の紹介	12	7	(1) 消火器の詰め替えについて
		(4) 防犯巡回について			(2) ゴミ収集休みについて
		(5) 区ボランティア募集について	2	1	(3) 年末年始公民館休みについて
		(6) 災害情報伝達システムの一斉試験放送のお知らせ			(1) 組長手当について
		その他) 春の花いっぱい運動について			(2) 新組長について
		その他) 大野東中学校1年生による地域貢献活動について			(3) 区費納入のお願いについて
7	6	(1) 大文字タオル販売のお願いについて	3	1	(4) 不燃物置き場移動・新設の届出について
		(2) 夏まつりについて			(1) 総会について
		(3) ゴミ収集休みと盆供え物特別収集について			(2) 総会案内状について
		(4) 公民館の盆休みについて			(3) 不燃物置き場移動・新設の届出について(再)

# 平成25年度 上筒井区 事業報告

## 3・防災・防犯関係

月	日	事業内容	月	日	事業内容
5	8	青パト巡回（北地区持ち回り延べ21日）	12	28	歳末特別警戒
	23	春日原交番との連絡会（年4回7/30・11/15・2/6）		29	歳末特別警戒
6	15	区防犯巡回（6月～11月）		30	歳末特別警戒
7	10	市安全安心まちづくり推進大会	1	12	消防出初め式
	10	社会を明るくする運動市民大会	3	20	第1分団消防会議
	10	大野北小学校安全対策連絡協議会			
9	22	筑紫地区消防操法大会W優勝			
	26	大野交番連絡会（年2回12/18）			
10	16	筑紫地区安全安心まちづくり推進大会			

## 4・福祉関係

月	日	事業内容	月	日	事業内容
4	20	シニアクラブ総会	4	25	福祉部会（毎月第4木曜日）
	10	チュウリップサロン（子育て支援年18回3才児未満）	5	27	あじさいサロン（独居高齢者対象年2回10/30）
5	2	身障協会上筒井支部総会	9	16	敬老会
	14	足元気体操（年7回）	11	24	市総合福祉まつり
	16	ふれあい弁当（独居高齢者対象年6回）			
	23	ケア会議（奇数月第4木曜日）			

## 5・環境・土木

月	日	事業内容	月	日	事業内容
5	19	春のクリーンシティー大野城（ダンプ5台・ショベルカー2台）	11	4	秋のクリーンシティー大野城
6	6	大野東中1年生による地域貢献活動（御笠川・新川公園清掃）		17	秋の花いっぱい運動花植え（福祉部）
	22	春の花いっぱい運動花植え（シニアクラブ）	12	22～23	公民館大掃除
					道路照明灯修理申請4件

## 6・北コミュニティー関係

月	日	事業内容	月	日	事業内容
4	7	北コミ総会	10	14	まどかれくスポ祭（メイン会場）
	25	北コミ運営委員会年9回	11	3	御笠川フェスタ
5	12	北コミグラウンドゴルフ大会		15	番茶の会
6	5	北地区小・中学校長・PTA会長・運営委員との連絡会		18	秋の花植え
	21	春の花植え	1	27	芸能まつり（10周年記念事業）
7	7	ユニカール大会（44チーム210名）	3	9	北地区総合避難訓練
9	22	大文字まつり受火式	11		「復興の夕べ」事業

### ※参考

#### － 福祉募金等 －

皆様のご協力誠にありがとうございました。  
募金の実績は下記の通りになっています。

	平成24年度	平成25年度
日本赤十字社社資募金	605,500	576,500
大野城市社会福祉協議会会費	596,500	615,500
赤い羽根共同募金	771,050	808,513
内訳(個人)	(645,250)	(635,013)
(企業)	(125,800)	(173,500)
大文字まつりタオル販売	472,000	480,000

# 平成25年度上筒井区一般会計決算書

(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

平成26年4月2日

## 収入の部

上 筒 井 区

科 目	25年度予算額	25年度決算額	増減	摘 要			
繰越金	4,100,272	4,100,272	0				
区 費	8,479,600	9,126,764	647,164	一般区費	8,382,764	事業所区費	744,000
公民館指定管理者交付金	2,076,510	2,076,510	0	公民館活動促進事業	270,000	公民館長活動費	40,300
				公民館開館運営促進事業	1,000,000	公民館・集会所管理事業	224,210
						公民館主事活動費	319,000
地域活動統合補助金	1,595,000	1,595,000	0	環境美化推進事業	115,000	公園清掃推進事業	10,000
				組活動支援事業	520,000	地域福祉推進事業	50,000
				ゴミ減量補助金	39,000	敬老の日記念行事	609,000
老人憩いの家指定管理者	70,000	70,000	0				
地域福祉活動費	230,800	246,300	15,500	社会福祉協議会	246,300		
公民館使用料	300,000	348,250	48,250	部 屋 代	286,500	備品貸出代	1,650
寄 付 金	548,000	496,000	▲ 52,000			冷・暖房代	60,100
雑 収 入	550,000	710,800	160,800	ゴミ出資金戻入利潤	474,160	敷地料	3,000
						雑収入	166,334
合 計	17,950,182	18,769,896	819,714				

## 支出の部

科 目	25年度予算額	25年度決算額	増減	摘 要			
各助成金	1,320,000	1,320,000	0	シニアクラブ	300,000	子ども会	300,000
				区 消 防	150,000	食 改 善	150,000
				身障者クラブ	80,000	PTA(小1・中2校)	80,000
北地区行事費	120,000	82,396	▲ 37,604	北地区グラウンドゴルフ大会	17,396	ユニカール	30,000
						大文字まどかレク	35,000
区 行 事 費	2,100,000	1,848,917	▲ 251,083	夏まつり	894,120	敬老会	678,310
				もちつき大会	203,153		
福祉活動費	900,000	839,590	▲ 60,410	福祉推進費	510,000	地域リーダー育成費	139,590
						民生・児童委員	190,000
公民館管理費	1,640,000	1,684,858	44,858	電力灯費	706,649	ガス料金	49,638
				電 話 料	58,304	テレビ受信料	47,684
				営 繕 費	146,445	インターネット	59,220
				コピー機リース	236,116	エレベータ保守料	36,750
総 会 費	120,000	85,867	▲ 34,133			水道料	155,553
会 議 費	300,000	258,582	▲ 41,418	役員会議費	12,600	組長会議費	45,982
				役員慰労費	150,000		
渉 外 費	150,000	159,238	9,238	錦町公園開園協賛金	30,000	選考委員会費	50,000
負 担 金	615,990	620,990	5,000	区長・主事会	60,000	北ゴミ負担金	65,000
				第1分団	465,990	更生保護会	10,000
				少年補導連絡会	5,000	防犯組合	5,000
防犯・防災推進費	60,000	68,391	8,391			北地区民児協	10,000
各種手当	4,779,300	4,719,296	▲ 60,004	区 長	180,000	副 区 長	180,000
				評 議 員	880,000	監 査 役	20,000
				管理人手当	560,000	施設管理手当	600,000
				館長補佐活動費	318,996	公民館長活動費	40,300
				福祉部長	30,000	副福祉部長	20,000
				事業活動補助	100,000	体育部長(北)	20,000
組長手当	760,000	725,700	▲ 34,300			会 計	360,000
環境美化	250,000	205,652	▲ 44,348			相談役手当	20,000
事務費	80,000	75,206	▲ 4,794	消耗品	66,376	切手	5,520
雑 費	500,000	545,023	45,023	ゴミ袋購入出資	438,880	雑費	96,693
特別会計繰入	500,000	1,000,000	500,000			印紙・手数料	3,310
小 計	14,195,290	14,239,726	44,436			白修理	9,450
予 備 費	3,754,892		▲ 3,754,892				
次期繰越	0	4,530,170	4,530,170	普通預金	4,446,767	現 金	83,413
合 計	17,950,182	18,769,896	819,714			合 計	4,530,170

区 長 黒木 興士郎

監 査 役 古賀 信也

会 計 深野 敏一

監 査 役 戸渡 秀

## 平成 2 5 年度特別会計決算書

収 入		支 出	
内 容	金 額	内 容	金 額
前期度繰越金	5,078,383	取り崩し	0
普通預金利息	787	次期へ繰越	6,079,170
一般会計より繰入 (十八銀行へ)	1,000,000		
収入計	6,079,170	支出計	6,079,170

平成 25 年度上筒井区の特別会計収支決算書について上記の通り報告いたします

平成 26 年 4 月 3 日

区 長 黒木與士朗

会 計 深野 敏



## 監査報告書

平成25年度（平成25年4月1日より平成26年3月31日）の一般会計及び特別会計の会計監査を平成26年4月3日公民館会議室にて実施しましたところ諸帳簿・伝票・預金通帳・現金等について正確であり決算報告書に記載された金額に相違ないことを認めます。

平成26年4月3日

監査役

古賀

信也



監査役

戸渡

秀



区 役 員	役 職 名	氏 名	電 話 番 号
	区 長	黒 木 與 士 朗	581-5695
	副 区 長	古 賀 公 朗	591-8762
	会 計	深 野 敏 一	591-8497
	評 議 員	古 賀 和 男	581-2433
		村 原 利 光	582-2348
		田 子 森 哲 夫	571-6688
		萱 島 龍 起	591-6005
	相 談 役	古 賀 茂 實	591-3195
		古 賀 武 光	591-1291
監 査 役	戸 渡 秀 一	581-8057	
	伴 昇	573-2877	

## 各種団体

シニアクラブ	会 長	古 賀 茂 實	591-3195
福祉部会	部 会 長	古 賀 ト シ 子	531-3055
食生活改善推進	委 員 長	清 和 瞳	575-5686
貸出文庫	会 長	中 嶋 久 枝	080-3959-7923
子供会	会 長	北 尾 一 也	518-5573
ボランティアクラブ	代 表	金 子 栄 子	591-4626
身障者クラブ	会 長	村 田 泰 三	581-8077
消 防	支 部 長	手 嶋 直 勝	090-5023-8365

民生委員・児童委員	担 当 地 区	電 話 番 号
速 瀬 英 昭	筒 井 2 丁 目 3 番 ~ 16 番	585-4366
井 上 麗 子	筒 井 3 丁 目 1 番 ~ 10 番	501-0672
萱 島 龍 起	筒 井 1 丁 目 10番・11番・18番・19番	591-6005
	筒 井 4 丁 目 1 番 ~ 21 番	
児 玉 郷 子	筒 井 2 丁 目 17 番 ~ 18 番	592-2538
	筒 井 3 丁 目 11 番 ~ 16 番	
	筒 井 5 丁 目 ・ 御 笠 川	
深 野 さ よ 子	錦 町 3 丁 目 ・ 4 丁 目	591-8497

保 護 司	住 所	電 話 番 号
高 木 秀 和	筒 井 5 丁 目 1 番 16 号	581-9930

## 平成26年度上筒井区事業計画（案）

### 1. 定例組長会

毎月第1土曜日 19時30分より

但し、4月19日（土曜日）・8月9日（土曜日）・5月と1月は休み

参加者・・・各組長及び各種団体の長

### 2. 防犯巡回

期 間 6月～11月の第3土曜日 20時 公民館出発

（8月は休み）

巡回者 組長・区役員・子供育成会・消防団

別紙割当表にて実施

### 3. 区費の徴収・納入

1世帯 月300円

（アパート・寮等で1室に住居の独身者の方も1世帯とします）

毎月月末までに、公民館事務室に納入してください。

但し、3月分は、2月分とともに納入してください。

### 4. ボランティアの募集

ふれあい弁当・チューリップサロン・貸出文庫・青色パトロール

ふれあい弁当・・・独居高齢者に弁当を作り届ける（年6回）

安否確認も兼ねる。

チューリップサロン・子育て支援で3才未満児とお母さんと

一緒に歌をうたったり、本の読み聞かせ、遊戯

したりする。年19回（原則・月2回）

貸出文庫・・・・・・・・・・毎週土曜日午後1時30分～3時30分

本の貸出・伝承行事

青色パトロール・・・・・・・・北地区を午後2時30分位から2時間以内で北コ

ミュニティーセンターの軽自動車でパトロール

週3日×年7回＝21日年1人3回位

### 5. 防犯・防災訓練の実施

### 6. 区ホームページの充実



年間行事 26年度予定

月	日	曜日	区行事	日	曜日	市・北コミ
4月	3	木	監査	6	日	北コミ総会
	13	日	総会	10	木	中学校入学
	19	土	組長会	11	金	小学校入学
5月	10	土	各種団体連絡会	11	日	北コミグラウンドゴルフ大会
	18	日	春のクリーンシティー(予備日24日)	18	日	中学校体育祭
				25	日	小学校運動会
6月	7	土	組長会			
	21	土	防犯巡回(一班)			
			春の花いっぱい運動			
7月	5	土	組長会	6	日	北コミユニカール大会
	12	土	各種団体連絡会	20	日	北コミ警察と地域の懇談会
	19	土	防犯巡回(二班)			
8月	2	土	夏まつり(予備日3日)			
	9	土	組長会			
9月	6	土	組長会			
	15	月	敬老会	27	土	受火式
	20	土	防犯巡回(三班)	28	日	大文字まつり
10月	4	土	組長会	13	月	まどかれくスポ祭
	18	土	防犯巡回(四班)	16	水	筑紫地区安全安心まちづくり推進大会
	19	日	区民グラウンドゴルフ大会			
	26	日	区民グラウンドゴルフ大会予備日	29	水	市戦没者追悼式
11月	1	土	組長会	1~3		まどかフェスティバル
	15	土	防犯巡回(五班)	2	日	御笠川フェスタ
			秋の花いっぱい運動	14	金	北コミ番茶の会
	16	日	秋のクリーンシティー大野城	30	日	市総合福祉まつり
12月	6	土	組長会			
	7	日	区民もちつき大会			※ 9月予定 公民館40周年記念事業
	28~30		消防団年末特別警戒			
平成27 年1月	10	土	どんど焼き	11	日	消防出初式
				12	月	成人式
				25	日	北コミ芸能まつり・ななほし展
2月	7	土	組長会			
3月	7	土	組長会			中学校卒業式
						小学校卒業式

ふれあい弁当 年6回  
 あじさいサロン 年2回  
 チューリップサロン 年19回 (子育て支援)

※市・北地区コミュニティ行事は、  
 都合によって変更されることがあります。

# 平成26年度上筒井区一般会計予算(案)

(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

収入の部				上 筒 井 区					
科 目	25年度決算額	26年度予算額	増減	摘 要					
繰越金	4,100,272	4,530,170	429,898						
区費	9,126,764	8,664,000 ▲	462,764	一般区費	7,920,000	事業所区費	744,000		
公民館指定管理者交付金	2,076,510	3,042,883	966,373	公民館活動促進事業	270,000	公民館長活動費	877,200	副公民館長活動費	342,920
				公民館開館運営促進事業	1,000,000	公民館・集会所管理事業	229,913	公民館等管理事業	242,250
				公民館長・副公民館長旅費及管理活動費		80,600			
地域活動統合補助金	1,595,000	1,629,500	34,500	環境美化推進事業	115,000	公園清掃推進事業	10,000	区事務推進事業	252,000
				組活動支援事業	520,000	地域福祉推進事業	50,000	敬老の日記念行事	643,500
				ゴミ減量補助金	39,000				
老人憩いの家指定管理者	70,000	72,000	2,000						
地域福祉活動費	246,300	265,900	19,600	社会福祉協議会	前期 133,000	後期 132,900			
公民館使用料	348,250	300,000 ▲	48,250	部 屋 代		備品貸出代		冷・暖房代	
寄付金	496,000	500,000	4,000						
雑収入	710,800	500,000 ▲	210,800	ゴミ袋出資金戻入		敷地料			
合 計	18,769,896	19,504,453	734,557						

支出の部				摘 要					
科 目	25年度決算額	26年度予算額	増減	摘 要					
各助成金	1,320,000	1,520,000	200,000	シニアクラブ	400,000	子ども会	400,000	貸出文庫	150,000
				区 消 防	150,000	食 改 善	150,000	伝 承 文 化	60,000
				身障者クラブ	80,000	PTA(小・中2校)	80,000	ボランティアクラブ	50,000
北地区行事費	82,396	105,000	22,604	北地区グラウンドゴルフ大会	25,000	ユニカール	40,000	大文字まどかレク	40,000
区行事費	1,848,917	2,050,000	201,083	夏まつり	950,000	敬老会	800,000	上筒井区民グラウンドゴルフ大	150,000
				もちつき大会	150,000				
福祉活動費	839,590	960,000	120,410	福祉推進費	510,000	地域リーダー育成費	200,000	民生・児童委員	250,000
公民館管理費	1,684,858	1,763,000	78,142	電力灯費	730,000	ガス料金	60,000	水道料	160,000
				電 話 料	70,000	テレビ受信料	48,000	衛 生 費	60,000
				営 繕 費	150,000	インターネット	65,000	消防・機械警備	140,000
				コピー機リース	240,000	エレベータ保守料	40,000		
総会費	85,887	120,000	34,113						
会議費	258,582	320,000	61,418	役員会議費	50,000	組長会議費	50,000	選考委員会費	50,000
				役員慰労費	150,000	監 査 費	20,000		
渉外費	159,238	150,000 ▲	9,238						
負担金	620,990	624,600	3,610	区 長・主事会	60,000	北ゴミ負担金	65,000	防 犯 組 合	5,000
				第 1 分 団	469,600	更生保護会	10,000	北地区民児協	10,000
				少年補導連絡会	5,000				
防犯・防災推進費	68,391	100,000	31,609						
各種手当	4,719,296	6,400,720	1,681,424	区 長	180,000	副 区 長	180,000	会 計	360,000
				評 議 員	960,000	監 査 役	20,000	相談役手当	20,000
				管理人手当	260,000	施設管理手当	1,000,000	事務員手当	1,260,000
				公民館長活動費	877,200	副公民館長活動費	342,920	文書記布手当	30,000
				福祉部長	30,000	副福祉部長	20,000	公民館管理補助	300,000
				事業活動補助	300,000	体育部長(北)	20,000		
				公民館長活動旅費	40,300	副館長活動旅費	40,300		
組長手当	725,700	760,000	34,300						
環境美化	205,652	250,000	44,348						
事務費	75,206	80,000	4,794	消耗品		切手		手数料	
雑 費	545,023	600,000	54,977	ゴミ袋購入出資					
特別会計繰入	1,000,000	500,000 ▲	500,000						
小 計	14,239,726	16,303,320	2,063,594						
予備費		3,201,133							
次期繰越	4,530,170			普通預金		現 金		合 計	
合 計	18,769,896	19,504,453	734,557						

## 平成 26 年度特別会計予算

収 入		支 出	
内 容	金 額	内 容	金 額
前年度繰越金	6,079,170		0
普通預金利息	0		0
一般会計より繰入	500,000		0
収入計	6,579,170	支出計	0

※平成 26 年度特別会計の支出については、現在支出する品目がありませんので予算計上は致しません。

平成 26 年度上筒井区の特別会計収支予算は上記の通りです。

平成 26 年 4 月 13 日

区 長 黒木與士朗  
会 計 深野 敏一

# 上筒井区規約

## 第1章 総 則

第1条 本区は、上筒井区と称し、事務所を上筒井公民館に置く。

第2条 本区は、上筒井区内に居住する住民（世帯）で構成し組制を設ける。

### 目 的

第3条 本区は、区民相互の親和と生活向上、福祉の増進を図り、  
区の発展に寄与することを目的とする。

## 第2章 事 業

第4条 本区は、目的達成のため、下記の事業を行う。

第1項 公民館活動の目的達成に必要な事項。

第2項 土木及び災害防止に関する事項。

第3項 環境衛生の改善に関する事項。

第4項 区民体育に関する事項。

### 広 告

第5条 本区の広告は、区の掲示板又は、回覧板をもって公示する。

## 第3章 運 営

第6条 本区の目的達成のため必要な経費は、区費及び使用料、市助成金等  
をもってあてる。

第7条 本区の区費及び公役費の金額は、総会で定める。  
但し、使用料は公民館使用規定による。

## 第4章 役員 及び 事務員

第8条 本区は、下記の役員及び事務員を置く。

第1項 区長・公民館長（区長兼務）・副区長・会計各1名  
評議員若干名。

第2項 組長（区の組数と同数名）

第3項 監査役2名

第4項 相談役若干名。

第5項 事務員1名・管理人1名（兼務は妨げない）

第6項 役員会は、区長・副区長・会計・評議員で構成する。

第9条 区長・公民館長の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。  
但し、最長任期は2期とする。

#### 第10条 役員選出

第1項 区長・公民館長は、選考委員会で選考し、副区長・会計  
評議員の選考は、区長または、区長候補の意向を受け選考委員  
会で選考し、総会で承認する。

選考委員会は、前年度・当年度の組長会正・副会長と相談役で構  
成する。

第2項 相談役は、区長が選び、役員会の同意を得る。

第3項 組長は、各組で選出する。

第4項 監査員は、区長が選び、役員会の同意を得る。

第5項 事務員・管理人採用は、区長が選び、役員会の同意を得る。

第11条 役員及び事務員・管理人等の報酬及び給料は総会で定める。

### 第5章 任 務

第12条 役員の任務は、下記の通りとする。

第1項 区長は、区を代表して業務を行う。

第2項 副区長は、区の各種団体の発展向上を図るとともに  
区長の補佐をし、区長不在の時は、その代行をする。

第3項 会計は、区の会計事務を行い、区長を補佐する。

第4項 評議員は、区長を補佐し、区の運営にあたる。

第5項 監査委員は、会計監査を行う。

第6項 事務員は、区の事務を行い、区民の便宜をはかる。

第7項 組長は、区長の指示により、その組の連絡及び組の世話にあたる。

### 第6章 区民の権利と義務

第13条 区民は、本区の事業運営によって生ずる利益を平等に受けることが  
できる。

第14条 区民は、区長の指示により、その組の連絡及び組の世話にあたる。

### 第7章 個人情報保護

第15条 本区が区活動を推進するため必要とする個人情報の取得、利用提供  
および管理については、「個人情報取得要領」に定め適正に運用

するものとする。

## 第8章 会 議

### 第16条 会議の種別

1. 総会
2. 役員会
3. 組長会

### 第17条 総会は、通常総会・臨時総会とする。

第1項 通常総会は、毎年4月末日までに開催する。

但し、必要ある時は、役員会の承認及び要求により臨時総会を、開くことができる。

第2項 総会を開く時は、会日の5日前までに会議の目的・場所を回覧板で各戸に通知する。

### 第18条 総会は、下記の事項を議決する。

- (1) 議案審議 (2) 規約 (3) 予算・決算 (4) 役員選出
- (5) その他の事項

### 第19条 総会は、代議員制とする。代議員は、新・旧組長、各種団体新・旧会長と定め、出席者の過半数（委任状を含む）にて決める。但し、賛否同数の時は、議長がこれを決める。

但し、規約第3条に基づき、自主的参加を妨げない。

第1項 議長は、総会出席者の中から選出する。

### 第20条 総会は、あらかじめ通知した議案の審議を行う。

但し、通知後の緊急事項は、総会に提案して、議案を審議することが出来る。

### 第21条 役員会は、区長が招集する。

## 第9章 事業年度

### 第22条 本区の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 附 則

昭和59年4月15日一部改正。

本規約は、昭和59年4月15日より施行する。

本規約は、平成3年4月14日一部改正し、同日より施行する。

本規約は、平成9年4月13日一部改正し、同日より施行する。

本規約は、平成20年4月13日一部改正し、同日より施行する。

本規約は、平成22年4月18日一部改正し、同日より施行する。

本規約は、平成25年4月14日一部改正し、同日より施行する。

本規約は、平成 年 月 日一部改正し、同日より施行する。

## 上筒井公民館利用規程

### (目的)

第1条 この規程は大野城市公民館等設置条例における上筒井公民館(以下「公民館」という)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用料 部屋代及び冷暖房費をいう
- (2) 区民団体 区民の割合が3分の2以上の団体又は区費を納めている企業をいう

### (開館日及び休館日)

第3条 公民館を利用できる日(以下「開館日」という)及び利用できない日(以下「休館日」という)は次のとおりとする。

- (1) 開館日 次号以外の日
- (2) 休館日
  - ア) 毎週月曜日及び第3日曜日
  - イ) 国民の祝日に関する法律に定める日
  - ウ) 8月13日～8月16日まで
  - エ) 12月29日～1月4日まで

2. 前項の規程にかかわらず公民館長(以下館長という)が特に必要と認める場合は、休館日を取り消し及び臨時の休館日を設定することができる。

### (利用時間)

第4条 公民館の利用時間は、9時から21時までとする。

2. 前項の規程にかかわらず館長が特に必要と認める場合は、利用時間を変更することができる。

3. 公民館事務室の執務日は火曜日から日曜日とする。

但し、公民館事務室の執務時間は9時より12時・13時より17時迄とし、日曜日の執務時間は正午迄とする。

### (利用料の対象)

第5条 利用料徴収の対象となる部屋及び備品類は、次のとおりとする。

会議室、休養室、調理室、2階大集会室、第1和室、第2和室、及び別表1に定める備品類

### (利用手続)

第6条 前条の部屋及び、備品類を利用するものは、別に定める申込書により館長の許可を受けなければならない。

### (利用料及び納付方法)

第7条 利用料及び貸出料は別表1-1、1-2に定める額とする。

2. 利用料は、利用後すみやかに公民館事務室に納付しなければならない。

### (区の付属機関及び隣組の使用)

第8条 区の付属機関及び隣組が使用する場合は、無料とする。

### (利用料の減免)

第9条 別表1-3の団体が使用する場合は、利用料を全額免除とする。

2. 別表1-4の団体が使用する場合は、部屋代を全額免除とする。

### (利用の制限)

第10条 館長は次の各号に該当する場合は、利用を許可せず若しくは許可を取消し利用を中止させることができる。

1. 公民館の運営に支障があると認めるとき。
2. 公の秩序を乱し、風俗を害する恐れがあると認めるとき。
3. 建物又は付属設備等を滅失、又は破損する恐れがあると認めるとき。

### (目的以外の利用)

第11条 利用許可をうけたものは、許可を受けた目的以外に利用し、又は権利を譲渡若しくは転貸してはならない。

### (個人情報の取り扱い)

第12条 館長は公民館施設の管理に当たり、個人情報の漏えいの防止その他保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2. 館長又は公民館に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不要な目的に使用してはならない。

### (利用者の義務)

第13条 利用者は、区の役員又は職員がこの規程に基づいて行う指示にしたがわなければならない。

### (利用者の現状回復)

第14条 利用者は、施設、設備、備品等の利用を終えたときはただちに現状に回復しなければならない。



(補償)

第15条 利用中の建物又は付属設備等を滅失し又は破損したときは、利用者は直ちに職員に報告するものとし、その損害額相当を補償しなければならない。

2. 当該施設の利用中事故を生じた場合は、利用者側の責任において処理するものとする。

(厳守事項)

第16条 利用者は次の各号を厳守しなければならない。

1. 利用許可を受けた者は、利用にあたり館長または管理人の指示をうけること。

2. 利用時間は、準備及び後片づけに要する時間を含むこと。

3. 利用者が特別の準備又は現状を変更しようとするときは、館長の許可を受けること。

尚利用後は、速やかに現状に回復し館長又は管理人の確認をうけること。

4. 利用時間を厳守すること。

5. 指定された場所以外で火気を使用しないこと。

6. 各種団体で利用するときは、代表者又は責任者を設けること。

7. 冷暖房機、調理室等を使用するときは、事前に館長又は管理人に申し出て指示に従うこと。

8. 絵画、習字等のサークル活動により公民館を汚す恐れがあるときは、館長又は管理人の指示に従うこと。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか公民館の利用に関し必要な事項は、館長が別に定める。

(規程の改廃)

第18条 本規程の改廃は、区の役員会の承認を得て決定する。

附則

1. この規程は、平成21年 4月19日一部改正し平成21年 5月 1日より施行する。

2. この規程は、平成22年 4月18日一部改正し平成23年 4月 1日より施行する。

3. この規程は、平成23年 8月 1日一部改正し平成23年 9月 1日より施行する。

別表 1-1

(1) 公民館利用料(1時間あたり)

(単位:円)

	区民団体(通常料金)		区民外団体	
	部屋代	冷房暖房	部屋代	冷房暖房
集会室	600	500	900	500
調理室	500	300	700	300
上記以外 (会議室又は和室)	400	300	600	300

\*調理室の部屋代はガス代及び調理に必要な備品等の料金を含む

別表 1-2

(2) 備品貸出料

(単位:円)

品名	個数	金額
机(低机)	1台	200
机(高机)	1台	200
椅子	1脚	50
テント	1張り	1000

別表 1-3

利用料全額免除とする団体(冷暖房費含む)

- (1) シニアクラブ
- (2) 福祉部会
- (3) 貸出文庫
- (4) 食改善
- (5) 子ども会・育成会
- (6) 消防団
- (7) 身障者クラブ
- (8) ボランティアクラブ
- (9) 農水利組合
- (10) 宝満神社・黒男神社の氏子会議
- (11) その他(区長が許可する団体)